

算定対象施設等の基準

満3歳以上の小学校就学前の幼児を対象として提供する集団活動における保育等に係る標準的な提供時間及び提供日が、おおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上かつ1年につき39週以上である施設等であって、別表に定める基準（以下「基準」という。）を満たすもののうち、次のいずれにも該当しないものとして、第6条第2項の規定による基準適合決定を受けたものとする。

- (1) 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
- (2) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
- (3) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
- (4) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（第6条第1項の規定による申請の日の属する年度の前年度の5月1日において法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数のおおむね半数以上であるものに限る。）

別表

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	満3歳以上で満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。
2 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者のうちおおむね3分の1は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士、看護師若しくは准看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上と認める市町村（特別区を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等に限る。）とする。
3 設備等を有する場合の保育室等の建造設備及び面積	<ol style="list-style-type: none">(1) 保育室等の面積がおおむね幼児1人当たり1.65m²以上であること。(2) 便所には手洗設備が設けられ、集団活動を行う部屋及び調理室と区画され、並びに幼児が安心かつ安全に使用できること。(3) 適切な保育に必要な遊具、保育用品等を備えていること。
4 非常災害に対する措置	<ol style="list-style-type: none">1 建物を設けている場合<ol style="list-style-type: none">(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。(2) 非常災害に対する具体的計画が定められており、これに基づく定期的な訓練を実施すること。(3) 集団活動室を2階に設ける建物にあっては耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）、集団活動室を3階以上に設ける建物にあっては耐火建築物であること。2 建物を設けていない場合

	活動の実態に応じて必要な措置をとること。
5 集団活動の内容	(1) 幼児一人ひとりの心身の発育及び発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 施設等の活動方針に基づいた計画を策定し実施すること。
6 給食を実施している場合の給食	(1) 幼児の年齢、発達、アレルギー疾患等を含む健康状態等に配慮した食事内容とすること。 (2) 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。
7 健康管理及び安全確保	幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した集団生活を行うために必要な安全管理を行うこと。
8 保護者への情報提供	活動内容について、保護者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。
9 職員・幼児の帳簿の整備	職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備すること。
10 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるよう、必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。